

介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業重要事項説明書

1 運営方針

- (1) 上市町地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）は、高齢者が要支援者又は介護予防・生活支援サービス事業対象者になった場合においても、その居宅において、その有する能力を維持向上し、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務（以下「介護予防支援等」という。）を行います。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

2 事業所の概要

事業所の種類	指定介護予防支援事業所	事業所番号	1601600024
事業所名称	上市町地域包括支援センター	事業所所在地	上市町湯上野 1176 番地
代表者名	上市町長 中川行孝		
連絡先	電話 :076-473-2811(直通) FAX :076-473-2388		
営業日	月曜～金曜日(国民の祝日、12月29日～1月3日は除く) *電話等により常時連絡可能な体制をとります。		
営業時間 (窓口対応可能時間)	8:30～17:15(月～金曜日) *ただし、緊急の場合は時間外でも相談業務を行います。		

3 職員勤務体制

	人数	勤務形態	業 務 内 容
管 理 者	1 名	兼 務	包括支援センターの運営管理
担当職員	9 名	兼 務 9	介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務
その他職員	2 名	専 務 1 兼 務 1	庶務事務 等

4 利用者負担

包括支援センターが提供する介護予防支援等に要する費用（介護予防サービス計画費・介護予防ケアマネジメント費）について、利用者負担はありません。

5 契約の終了

利用者は、包括支援センターに対し文書で通知することにより、いつでも契約を解除することができます。

6 秘密保持

介護予防支援等を提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

また、あらかじめ文書により利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を使用しません。

7 相談・苦情の窓口

当方の介護予防支援等に関する相談、苦情及び介護予防サービス・支援計画に基づく介護予防サービス等に関する相談、苦情は以下までお申し出ください。

<介護予防支援等に関する相談・苦情窓口>

上市町地域包括支援センター	受付時間	平日の 8:30 ~ 17:15
	電話番号	076-473-2811

<介護予防サービス等に関する相談・苦情窓口>

中新川広域行政事務組合	電話：076-464-1316
富山県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情窓口	電話：076-431-9833

8 損害賠償

介護予防支援等の提供時に事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。

9 緊急時の対応

介護予防支援等の提供時に利用者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

10 虐待防止に関する事項

包括支援センターは、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のため、指針の整備、研修会の開催等実施し、人権意識の向上や技術の向上に努めます。

11 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護を継続的に実施するとともに非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

12 感染症の予防及びまん延防止

感染症の発生とまん延を防止するため必要な措置を講じます。

13 ハラスメント対策の強化

包括支援センターは、適切な指定介護予防支援を提供する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。